

埼玉県児童福祉審議会について

1. 設置根拠

- ・児童福祉法第8条第1項（都道府県児童福祉審議会）
- ・子ども・子育て支援法第77条第4項
- ・執行機関の附属機関に関する条例

2. 審議会の役割

- (1) 児童及び知的障害者の福祉を図るため、出版物等を制作・販売等する者に対する勧告
- (2) 児童相談所の措置に関する事項
- (3) 被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- (4) 児童福祉施設（最低基準に達しない施設）に対する事業停止命令
- (5) 認可を受けていない施設（児童福祉施設と同様の業務を行うもの）に対する事業停止命令
- (6) 里親の認定に関する事項
- (7) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議
- (8) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見
- (9) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関する調査審議

3. 委員の任期

2年間（現委員の任期は令和元年5月27日から令和3年5月26日まで）

4. 部会の設置

(1) 児童養護部会

〔審議事項〕

- ・児童相談所の措置に関する事項
- ・被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- ・里親の認定に関する事項

(2) 認可部会

〔審議事項〕

- ・保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項

埼玉県児童福祉審議会規則(平成十七年四月一日 規則第九十六号)

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。)第六条の四に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 3 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条及び第八条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部少子政策課において総括し、及び処理する。ただし、児童養護部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部少子政策課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

埼玉県児童福祉審議会委員名簿
(令和元年5月27日～令和3年5月26日)

氏名	所属等
岩本 一盛	埼玉県保育協議会 副会長
宇田川 幸夫	埼玉県議会議員
大島 清	埼玉県町村会 伊奈町長
久能 由莉子	埼玉弁護士会
栗原 直樹	埼玉県社会福祉士会 理事
是枝 くみ子	埼玉県母子寡婦福祉連合会 会長
斎藤 洋子	埼玉県里親会 理事
寺田 治子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
直井 利充	埼玉私立幼稚園連合会 理事
中原 恵人	埼玉県市長会 吉川市長
南條 有希子	公募
野田 寿美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園 園長
藤井 美憲	埼玉県児童福祉施設協議会
堀田 香織	埼玉大学 教授
若盛 清美	全国認定こども園協会 埼玉県支部

埼玉県児童福祉審議会 児童養護部会所属委員
(令和元年5月27日～令和3年5月26日)

氏名	所属等
久能 由莉子	埼玉弁護士会
栗原 直樹	埼玉県社会福祉士会 理事
斎藤 洋子	埼玉県里親会 理事
寺田 治子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園 園長
藤井 美憲	埼玉県児童福祉施設協議会
堀田 香織	埼玉大学 教授

(敬称略、50音順)

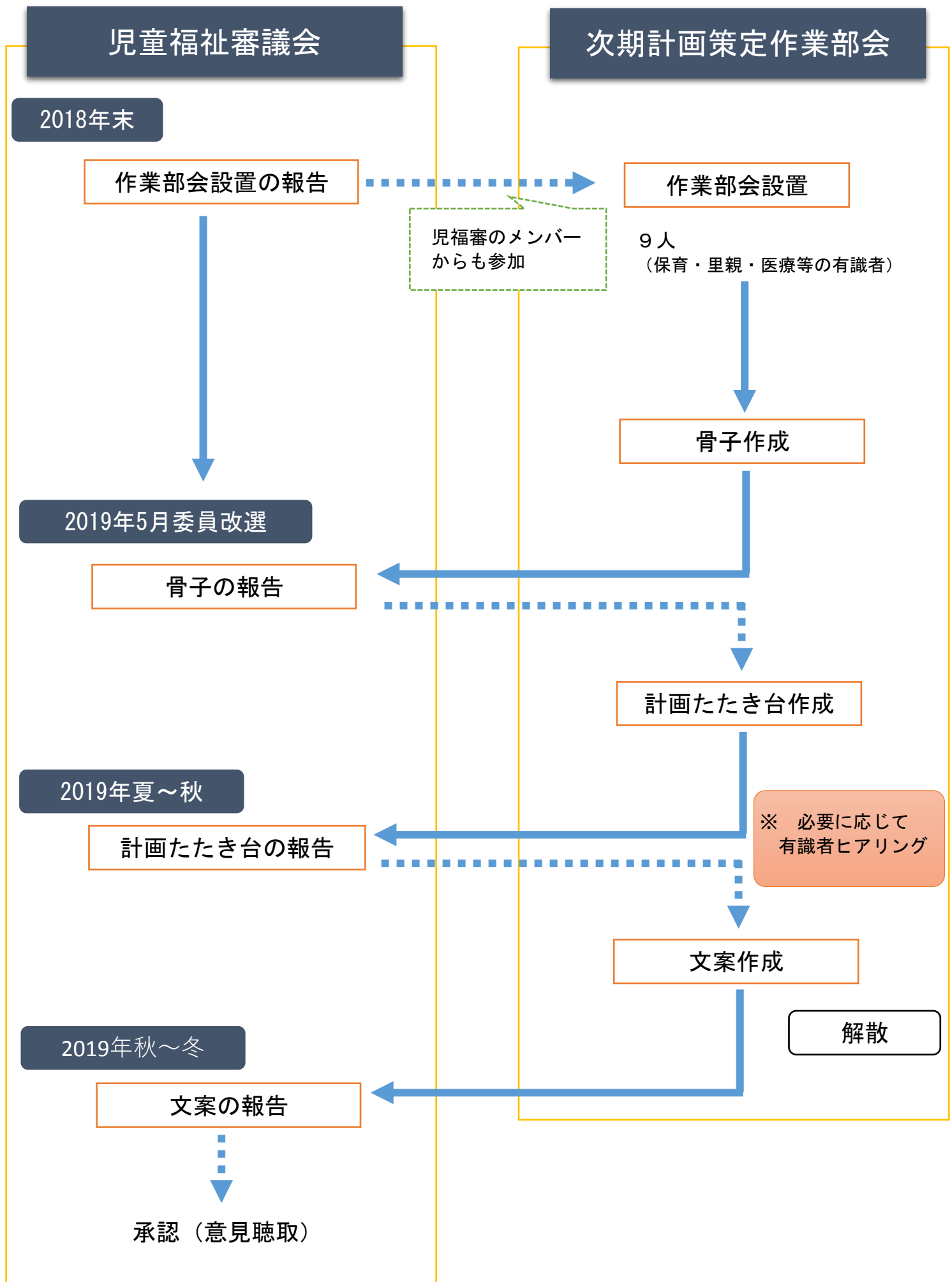
埼玉県児童福祉審議会 認可部会所属委員
(令和元年5月27日～令和3年5月26日)

氏 名	所属等
岩本 一盛	埼玉県保育協議会 副会長
栗原 直樹	埼玉県社会福祉士会 理事
直井 利充	全埼玉私立幼稚園連合会 理事
野田 寿美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
若盛 清美	全国認定こども園協会

(敬称略、50音順)

次期計画策定作業部会の位置付け

資料 2 - 1



次期「埼玉県応援行動計画」策定作業部会員

平成31年2月8日現在















		氏名	所属等
1	保育	★岩本 一盛	埼玉県保育協議会 副会長
2	家庭教育	★江田 明子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
3	里親	★斎藤 洋子	埼玉県里親会 理事
4	行政	高島 章好	埼玉県福祉部少子政策課 課長
5	医療	中島 ユリカ	東松山病院 理事長 小児精神科医師
6	母子保健	村木 京子	公益社団法人 埼玉県看護協会 専務理事
7	学童	森川 鉄雄	埼玉県学童保育連絡協議会 事務局次長
8	NPO	森田 圭子	NPO法人わこう子育てネットワーク 代表理事
9	幼児保育	★若盛 清美	全国認定こども園協会

★…審議会委員

(敬称略、50音順)

次期「埼玉県子育て応援行動計画」策定スケジュール（案）

資料2-3

項目	平成30年度	令和元年度				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
<ul style="list-style-type: none"> ・県民コメント ・議会審議 ・知事決裁 				 県民コメント	 2月議会 議案提出(予定)  知事決裁	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会 		 児童福祉審議会① (委嘱替え・ 計画骨子案提示)	 児童福祉審議会② (計画たたき台案・ 指標案提示)	 児童福祉審議会③ (計画案提示・承認)		
<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会 	 作業部会①	 作業部会②	 作業部会③	 作業部会④		
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 	 保育等利用状況 希望把握調査実施	 計画案作成 (県と随時事前協議)			 「量の見込み」と「提供体制」の確定 計画案を県へ協議 パブリックコメント等	 計画確定

国：子ども・子育て支援事業計画改正指針の公布(6月頃)、子供の貧困対策に関する大綱見直し(時期未定)

次期「埼玉県子育て応援行動計画」の位置付け

次期計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく…………… 「都道府県行動計画」
- ・子ども・子育て支援法に基づく…………… 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく…… 「自立促進計画」
- ・子供の貧困対策推進法に基づく…………… 「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・厚生労働省通知に基づく…………… 「母子保健計画」 など

次期計画の基本理念

現在の「埼玉県子育て応援行動計画」の基本理念

「すべての子どもの最善の利益」を目指して「子育て」「親育ち」を支援するとともに、地域全体での子育て支援を通じて、誰もが子どもを生み育てることに喜びを感じられる社会づくり

- 「子供の幸せ」を第一に考え、子供の最善の利益を最大限に尊重する
- ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を通じて子育てしやすい社会づくりを進める
- 親と子の健康支援により、安心して子供を産み育てられる環境を整備する
- 家庭の子育て力の向上を図る
- すべての子供と子育て家庭を社会全体で支える
- 家庭を築き子供を生み育てる希望をかなえる
- すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す
- 経済的に厳しい環境にある家庭への支援を強化する

今後更に拡充が必要な主な課題として、以下の要素などを検討

- ① 「未婚化・晩婚化の進行」 → 若年者の経済的自立の促進
結婚前からの支援強化
- ② 「生産年齢人口の減少」 → 仕事と子育ての両立支援強化
非認知能力向上への支援
- ③ 「核家族化・地域コミュニティ弱体化」 → “孤育て”にしない地域の子育て力の充実
地域資源を活かした取組強化

次期計画の構成案

計画期間：令和2年度～令和6年度

資料2-6

1 少子化対策の推進

2 結婚・出産・子育ての希望実現

- (1) ライフデザイン構築の支援
- (2) 結婚を望む人への支援
- (3) 若年者の経済的自立の支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1) 不妊・不育症に悩む方への支援
- (2) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援
- (3) 周産期医療の充実
- (4) 小児医療の充実
- (5) 親と子の医療に係る経済的支援

4 「子育て」と「子育て」の支援

- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2) “孤育て”にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 「目標に向けてやり抜く力」「他人とのコミュニケーション力」など、いわゆる「非認知能力」向上への支援
- (6) 子育てに係る経済的負担の軽減

5 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2) 女性の活躍推進

6 配慮を要する子供への支援、「子供の貧困対策」の推進

- (1) 「子供の貧困」対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害児への支援
- (4) 若年無業者(ニート)やひきこもりの子供や若者などへの支援

7 児童虐待防止・児童養護対策の充実

- (1) 児童虐待の防止
- (2) 社会的養育の充実

8 子育てしやすいまちづくりの推進

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 子育てしやすい住環境の整備
- (3) 子供の安全を確保する取組の推進

【参考】地域資源を活かした取組みの推進

平成30年度埼玉県子育て応援行動計画策定作業部会 議事概要

- 【日 時】 平成31年2月8日（金）
- 【場 所】 全日埼玉会館 6階 会議室
- 【出 席】 作業部会員（以下7名）
岩本 一盛（埼玉県保育協議会 副会長）
江田 明子（埼玉県家庭教育振興協議会 理事）
斎藤 洋子（埼玉県里親会 理事）
高島 章好（埼玉県福祉部少子政策課 課長）
村木 京子（埼玉県看護協会 専務理事）
森川 鉄雄（埼玉県学童保育連絡協議会 事務局次長）
森田 圭子（NPO法人 わこう子育てネットワーク代表理事）
（事務局）埼玉県福祉部少子政策課
- 【議 題】 次期計画の基本理念・構成案について

【各委員からの主な意見】

1. 少子化対策・子育て支援について

- 少子化対策を進めるに当たっては、結婚・出産・子育ての楽しい部分を地域で共有していく必要がある。
- 非正規社員が4割では結婚が進まない。若者の経済的自立に向けた支援が必要である。
- 「子育て」という用語には、「子供自身が育つ」という理念が込められている。子育てしやすい環境も大切だが、子供が育ちやすい環境も大切である。
- 今後 AI が担う仕事が増えていく中で、人間はより人間的な活動を通して価値を見出していく必要がある。人と関わるのが楽しいと思う経験を子供や親に提供していくことが大切である。
- 子育てには、もっと「遊び」の視点を入れてほしい。子供の視点から施策を考えることが望ましい。
- 子供が育つ力、「子育て」に関する施策が多く打ち出されることが望ましい。
- 知育を進めるだけでなく、温かい家庭で体を育てていくことが重要。

2. 保育について

- 保護者向けの説明など、保育士の専門外の分野へのニーズが高まっている。保育以外の専門職と役割分担をしなければ、保育の質を保っていくことが難しくなる。
- 待機児童対策は大切だが、保育の量が増えれば質の担保が難しくなる。家庭で育てたいと思ってもらおうよう、家庭保育の環境づくりも大切と考える。
- 保育所や家庭での保育のいずれにおいても、子供にとって最適な成育環境を親や地域が選べるようにすることが理想である。

3. 仕事と家庭の両立支援について

- 子供を多く持ちたいという意識を高めるためには、育児休業制度を整えることが肝心。ワークライフバランスが非常に重要。
- 親の生活にゆとりを持たせることが子供の居場所になる。

4. 子供の教育、非認知能力の向上について

- 日本の子供は OECD 諸国の中で最も自己肯定感が低い。子供の非認知能力を向上していくことは非常に重要と考える。
- 「非認知能力」という用語は馴染がない。「自己肯定感」という用語の方が分かりやすい。
- 子供にとって自然と触れ合える環境は非常に重要と考える。

5. 子供の貧困問題、子供の居場所づくりについて

- 学齢期の子供が一人で留守番をして孤立しているケースがある。子供を孤立させず様々な大人と触れ合う機会を増やす必要がある。
- 地域で広がる子ども食堂など、民間の動きをサポートしていくという視点は欠かせない。民間の力をもっと使うべきと考える。
- 子供の貧困対策において、アスポート事業が果たす役割は大きい。もっと支援を広げていくことが重要と考える。
- 子供が孤立させないためには、アスポート事業で取り組んでいる

ようなアウトリーチが重要である。

- 子供の居場所づくりの支援には、教育部門と福祉部門の連携が重要である。

6. 児童虐待、特別な配慮を要する子供に対する支援について

- 痛ましい事件が続く中で、児童虐待対策は大変重要な課題。一方で児童相談所の専門職員が非常に少ない。計画では職員数を増やすことをしっかり検討してほしい。
- 健康に産まれても、社会的環境の問題で、産み育てることができないという現場の声がある。福祉だけではなく母子保健と生活支援の両方からの支援が大切であり、民間の活動との連携が重要である。
- 外国籍の子供をはじめ、特別な配慮を要する子供が増えている。こうした子供に対する支援は市町村行政の役割だが、県計画に明記されることで、市町村行政にも大きく影響を与えると考える。

7. その他

- 近年SNSが果たす役割が大きくなっている。SNSを活用した相談支援や情報発信も大切と考える。

- 現行計画での標記「子供」は、子供を大人の下に見る考え方があるとも言われる標記であり、「子ども」と標記した方がよいのではないか。

(県の意見：県の公文書規程により、常用漢字表による漢字を使用するとされているため、計画の文言でも一般名詞の場合には、「子供」の表記とします。

「こども応援ネットワーク埼玉」、「こどもの居場所」、「こども食堂」など、一部の固有名詞には、ひらがなを使った表記をしています。)

児童養護部会 審議結果報告

資料3

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
30年度	第6回	H30.12.6	6	6	0	0	6
	第7回	H31.1.31	11	11	0	0	11
	第8回	H31.3.14	7	7	0	0	7
31年度	第1回	R1.5.16	6	6	0	0	6
計			30	30	0	0	30

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親+ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
うち専門里親					
5	0	25	0	0	30

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	20	1	5	1	0	2	29
里母	6	0	1	15	7	1	30
計	26	1	6	16	7	3	59

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	2	11	10	6	0	0	29
里母	0	11	16	3	0	0	30
計	2	22	26	9	0	0	59

2 児童相談所の措置に関する審議 (単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
30年度	第6回	H30.12.6	1	1	0	0	1
	第7回	H31.1.31	5	5	0	0	5
	第8回	H31.3.14	4	4	0	0	4
31年度	第1回	R1.5.16	3	3	0	0	3
計			13	13	0	0	13

3 親権停止の審判申立に関する審議 (単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
30年度	第6回	H30.12.6	1	1	0	0	1
	第7回	H31.1.31	1	1	0	0	1
	第8回	H31.3.14	0	0	0	0	0
31年度	第1回	R1.5.16	0	0	0	0	0
計			2	2	0	0	2

4 被措置児童等虐待事案の報告 (単位：件)

虐待該当	非該当	調査中	計
1	2	0	3

5 児童虐待重大事例検証 結果報告

1件

認可部会 審議結果報告

資料4

保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議

1 開催及び審議状況

(単位：施設)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
30年度	第1回	30.5.29	27	27	0	0	27
	第2回	31.2.14	12	12	0	0	12
元年度	第1回	元.5.17	23	23	0	0	23
計			62	62	0	0	62

2 施設類型別内訳

(単位：施設)

年度	保育所	幼保連携型 認定こども園	計
30年度	24	15	39
元年度	16	7	23
計	40	22	62